

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	味の素株式会社
【英訳名】	Ajinomoto Co., Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 中村 茂雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目15番1号
【電話番号】	03(5250)8111
【事務連絡者氏名】	グローバル財務部 シニアマネージャー 佐々木 俊輔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目15番1号
【電話番号】	03(5250)8111
【事務連絡者氏名】	グローバル財務部 シニアマネージャー 佐々木 俊輔
【縦覧に供する場所】	味の素株式会社本社 (東京都中央区京橋一丁目15番1号) 味の素株式会社大阪支社 (大阪市北区中之島六丁目2番57号) 味の素株式会社名古屋支社 (名古屋市昭和区阿由知通二丁目3番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月19日開催の当社第148回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額23,021,682,648円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

執行役の事業年度における経営責任を明確にするため、執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、岩田喜美枝、中山讓治、引頭麻実、八田陽子、デイヴィス・スコット、我妻由佳子、中村茂雄、下保寛、斉藤剛および松澤巧の10名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権の数			決議の結果	
	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率(%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	7,776,641	5,845	864	98.43	可決
第2号議案 定款一部変更の件	7,692,757	4,578	864	99.93	可決
第3号議案 取締役10名選任の件					
岩田喜美枝	7,730,888	51,221	864	97.85	可決
中山讓治	7,744,050	38,059	864	98.01	可決
引頭麻実	7,754,442	27,667	864	98.15	可決
八田陽子	7,751,354	30,755	864	98.11	可決
デイヴィス・スコット	7,756,684	25,425	864	98.17	可決
我妻由佳子	7,757,212	24,897	864	98.18	可決
中村茂雄	7,745,902	36,205	864	98.04	可決
下保寛	7,757,500	24,607	864	98.18	可決
斉藤剛	7,754,602	27,505	864	98.15	可決
松澤巧	7,567,066	215,037	864	95.77	可決

(注) 1. 各議案が可決されるための要件は、次のとおりであります。

- ・第1号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 各議案の賛成比率は、以下のとおり算出しております。

$$\frac{\text{事前行使分のうち賛成の議決権個数} + \text{当日出席株主のうち賛成が確認できた株主の議決権個数}}{\text{事前行使分の議決権個数} + \text{当日出席株主の議決権個数}}$$

3. 各議案の賛成比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権個数

に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計することにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上